



# 中小企業者等の 設備投資を支援します

## <税制特例(固定資産税の軽減)>

中小企業者等が、市の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した特定の設備等は、税制や融資の特例措置を活用することができます。

項目	特例の内容
賃上げ表明有	<p>①従業員へ<u>1.5%</u>以上の賃上げを表明した場合 →3年間、固定資産税の課税標準額を1/2に軽減</p> <p>②従業員へ<u>3%</u>以上の賃上げを表明した場合 →5年間、固定資産税の課税標準額を1/4に軽減</p>

## <先端設備等導入計画とは?>

中小企業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を実現するための計画で、次の認定要件を満たすものです。

項目	認定要件
計画策定事業者	<p><b>中小企業者等であること</b> ...中小企業等経営強化法第2条第1項の規定に該当する事業者が対象 (税制特例を受ける場合は別途規模要件あり)</p>
計画の設定期間	<b>3年間、4年間または5年間のいずれかであること</b>
設備等の種類 ( )内単価は税制特例を受ける場合の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 機械装置 (最低取得価格単価: 160万円以上)</li> <li>○ 工具 (最低取得価格単価: 30万円以上)</li> <li>○ 器具備品 (最低取得価格単価: 30万円以上)</li> <li>○ 建物附属設備(最低取得価格単価: 60万円以上) 家屋と一緒に課税されるものは対象外</li> </ul>
設備等の導入期限	<b>令和9年3月31日までに取得すること</b>
労働生産性の目標	<p><b>計画期間内に、労働生産性が<u>年平均3%以上</u>向上すること</b> ...認定経営革新等支援機関 1からの証明必須</p>
投資利益率の見込み <sup>2</sup>	<p><b>計画期間内に、投資利益率が<u>年平均5%以上</u>となると見込まれること</b> ...認定経営革新等支援機関 1からの証明必須</p>
賃上げの表明 <sup>2</sup>	<p><b>従業員へ<u>1.5%以上</u>または<u>3%以上</u>の賃上げ方針を表明すること</b> ...「従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面」を提出</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の導入促進指針及び市の導入促進基本計画に適合する内容であること</li> <li>・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること</li> <li>・取得する設備等は中古資産ではないこと</li> <li>・<b>市の認定後に設備を取得すること</b></li> </ul>

1.....国の認定を受けた中小企業者の経営革新等支援機関(商工会議所、商工会、銀行等)

2.....税制特例を受けない場合は不要

認定経営革新等支援機関の検索はこちら!



# 手続きの流れ(税制支援を受ける場合)

## 1.事前準備

- ・設備等の種類、単価等の確認
- ・スケジュールの確認
  - (1) 計画認定後の取得であること
  - (2) 令和9年3月31日までに導入できること
- ・賃上げ方針表明に向けての準備 等

## 2.先端設備等導入計画の作成

- ・自社の経営状況、課題点を分析
- ・先端設備等を取得する目的、将来の展望を分析
- ・労働生産性の向上目標、投資計画の設定
- ・従業員に対して賃上げ方針を表明 等

## 3.認定経営革新等支援機関へ確認書発行を依頼(図①②)

- ・労働生産性に係る事前確認書
- ・投資利益率に係る投資計画確認書

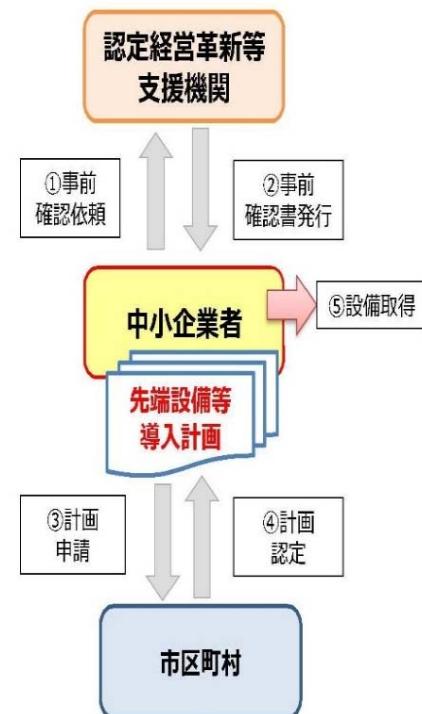
## 4.市(商工課商工係)へ計画の認定申請(図③④)

認定までの所要期間の目安…約30日

## 5.認定を受けた後、計画に基づき設備等を取得

## 6.賦課期日までに、市(税務課固定資産税係)へ届出

認定フロー図



申請様式等は  
市HPからダウンロード  
できます



市HP(商工課商工係)

税制特例の適用に  
ついてはこちら



市HP(税務課固定資産税係)

## ○参考～融資特例

先端設備等導入計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける場合は、信用保証協会から、通常枠とは別枠で追加保証を受けることができます。この場合は、認定経営革新等支援機関による「投資利益率の見込み」の証明や従業員に対する「賃上げの表明」は不要です。

保証限度額	通常枠	別枠
普通保険	2億円(組合4億円)	2億円(組合4億円)
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円

### 注意事項

- ・融資の特例を受ける場合は、市への計画認定申請の前に、秋田県信用保証協会(TEL:018-863-9011)、または全国信用保証協会連合会(TEL:03-6823-1200)にご相談ください。
- ・融資や保証の審査は、先端設備等導入計画の認定審査とは別に、各金融機関や信用保証協会で行います。計画の認定を受けても融資や保証を受けられない場合があります。

(提出・お問い合わせ先) 大館市商工課商工係 大館市字中城20番地(本庁舎3階)

T E L : 0186-43-7071 / E-mail: syoko@city.odate.lg.jp